

電気需給約款

(低圧)

2018年12月1日実施

株式会社 Link Life

第1章 総則

第1条 約款の適用

- (1) 当社は、契約者様に対して一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を行います。当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款(低圧)(以下「本約款」といいます。)および別に定める料金表(以下「料金表」といいます。)によります。
- (2) 当社は、本約款および単価表に定めのない事項について、関連法令および需要場所を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」といいます。)が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)に従います。
- (3) 当社は、本約款の適用を沖縄県及び電気事業法第2条第1項8号イに定める離島には適用せず、電気の供給を行わないものとします。

第2条 約款の変更

- (1) 当社は、当該一般送配電事業者が定める託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃などにより、民法第548条の4の規定にもとづき、本約款及び料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても電気料金その他の供給条件は変更後の電気需給約款(低圧)および料金表によります。
- (2) 当社は、電気事業法施行規則第3条の12第1項各号に規定する事項を変更する場合に、原則としてその変更の内容のみを契約者様にお知らせいたします。
- (3) 当社は、本約款の変更を変更後の電気需給約款(低圧)の実施期日までに相当な予告期間において、当社ホームページでの開示により周知いたします。この場合、周知した実施期日以後の契約者様への電気供給の条件は変更後の電気需給約款(低圧)によります。
- (4) 当社は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、代理事業者または取次事業者に委託することがあります。

第3条 用語の定義

当社は、以下の用語についてそれぞれ次の意味で使用します。

用語	意味
低圧	標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
電灯	LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。
力率	交流電力の効率に関して定義された値であり、皮相電力に対する有効電力の割合をいいます。
小型機器	主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される、電灯以外の低圧電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のご契約者様の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
動力	電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
契約容量	契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。
契約電流	契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流单相2線式標準電圧100ボルトに換算し

	た値とします。
契約電力	契約上、使用できる供給地点において当社が供給する電気の電力(キロワット)の最大をいいます。
契約電力等	契約電流、契約容量および契約電力を総称したものをいいます。
契約期間	契約上電気を使用できる期間をいいます。
使用電力量	ご契約者様が使用した電力量であり、託送約款等に定めるご契約者様の供給地点に係る30分毎の接続供給電力量を使用電力量とします。
検針日	一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日をいいます。
計量日	電力量計の値が記録型計量器に記録される日をいいます。
契約主開閉器	契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、ご契約者様において使用する最大電流を制限するものをいいます。
消費税等相当額	消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
再生可能エネルギー発電促進賦課金	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第16条第1項に定める賦課金をいいます。
貿易統計	関税法に基づき公表される統計をいいます。
平均燃料価格算定期間	貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。
託送供給約款	一般送配電事業者が電気事業法(平成26年6月18日改正)第18条に従い、電気の供給の用に供するための託送供給に関する事項を取りまとめたものをいいます。

第4条 単位および端数処理

当社は、本約款において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理を次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア(kVA)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は1キロワット(kW)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。契約電力が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は1キロワット時(kWh)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます

第5条 実施細目等

当社は、本約款の実施上必要な細目事項、及び本約款に定めのない特別な事項はご契約者様との協議によって定めます。

第2章 契約

第6条 電気需給契約の単位

当社は、ご契約者様に対し、原則として1需要場所につき、1電気需給契約を結びます。ただし、電灯又小型機器と動力とをあわせて使用する需要で従量電灯と低圧電力を契約する場合はその限りではありません。

第7条 電気需給契約の申込

- (1) 当社は、ご契約者様が電気の需給契約を希望される場合に、本約款及び託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認の上で、契約に必要な事項を当社所定の方法によるお申し出によって申し込み頂きます。
- (2) 本約款に基づく電気需給契約の締結にあたり、ご契約者様は、当社に対し、クレジットカードに関する情報の登録を行っていただく必要があります。登録いただくクレジットカードは、当社があらかじめ定めた種類、ブランド等に限るものとします。また、登録いただくクレジットカードは、正当に発行された、ご契約者様本人名義の、かつ、有効に使用することができるものでなければなりません。クレジットカードに関する情報に変更があった場合は、速やかに変更後の情報に更新していただく必要があります。
- (3) 当社は、契約場所の供給設備状況について当該一般送配電事業者へご確認いただくことについて、原則ご契約者様にて行っていただきます。また、供給設備状況及び用地事情等によって供給開始に長期間を要するあるいは供給できない場合を事前にご承諾いただきます。
- (4) ご契約者様が保安等のために必要とされる電気については、託送約款等に定めるところにより、その容量を明らかにしていただきます。また、予備電力の申込又は保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等、必要な措置を講じていただきます。電圧または周波数の変動等によりご契約者様が損害を受ける恐れがある場合、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (5) 当社は、需要場所を託送約款等で定めるところによるものとします。

第8条 電気需給契約申込みの条件

本契約は、下記の条件においてお申込できます。

- (1) 需要を希望する場所が、一般送配電事業者が維持、運用する区域内であること
- (2) 既に低圧で電気需給契約を締結し電気の供給を受けている、あるいは受けていた需要場所であること

第9条 電気需給契約の成立および契約期間

- (1) 当社は、本契約の成立についてご契約者様のお申し込みを当社が承諾した時点と定めます。当社の承諾については、当社より契約に関する書面(以下、契約書といいます。)の送付によって通知します。
- (2) 当社は、下記いずれかに該当する場合、申し込みの非承諾あるいは承諾取り消しを行うことがあります。
 - (i) ご契約者様が当該契約及び当社の他サービスに係る債務の支払を怠る恐れがあると当社が判断した場合
 - (ii) ご契約にあたってのお申し出に虚偽の事実が含まれていた場合

(iii) 当社と当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない場合

(iv) その他前各号に準ずる場合で、当社が契約締結を適当でない判断した場合

(3) 契約期間は、本契約における契約書により定められるものとします。

(4) 契約期間の変更に関しては、以下の様に定めます。

(i) ご契約者様が契約成立以前に需要場所にて電気を使用していた場合、実際の電気使用開始日を契約開始日および料金適用開始の日として取り扱います。

(ii) 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、ご契約者様あるいは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年毎に同一条件で継続されるものといたします。

(iii) 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、ご契約者様あるいは当社から電気需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、電気需給契約は、契約期間満了日をもって終了となります。

第10条 旧小売電気事業者等との電気需給契約解除手続き

旧小売電気事業者等との電気需給契約の廃止手続きは当社にて代行いたします。当該契約廃止を旧小売電気事業者等が承諾した場合、契約は廃止されます。

第11条 需供給の開始

(1) 電気供給の開始に伴う一般送配電事業者の手続きの完了後、当社がご契約者様からの電気需給契約の申込みを承諾したとき、当社の定める年月日に電気の供給を開始いたします。

(2) 引越し等によって需要場所が変更となる場合は、ご契約者様から引越し先での電気供給開始希望年月日を確認し、一般送配電事業者の都合や、天候、用地事情などやむをえない場合を除き、当該希望年月日に引越し先での電気の供給を開始いたします。

(3) (2)において、電気供給開始希望年月日にやむをえず電気を供給できない場合は、ご契約者様にその理由をお知らせし、新たに供給開始日を定め、電気を供給いたします。

(4) (2)において、電柱未設置等これまで電気供給がされたことがない場所への変更となる場合、当社での電気需給契約を継続できないものとします。その場合本契約については解約となります。

第12条 契約の期間

契約の期間は、電気需給契約の成立後、電気の供給開始日以降1年目の日までといたします。ただし、契約期間満了日の3ヶ月前までに電気需給契約の終了または変更がない場合は、当該契約は、契約の期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

第13条 承諾の限界

当社は、本利用契約のご契約者様が電気料金の支払いを怠っている、または怠る恐れがあると当社が判断した場合や、申込内容に虚偽があった場合、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、その他当社の業務の遂行上支障がある場合、電気需給契約の申込みを承諾しないことがあります。

第3章 契約種別及び電気料金

第14条 契約種別

契約種別は別表(料金表)の通りといたします。

第15条 電気料金等

電気料金は、契約種別ごとに以下の通りといたします。

(1) 従量電灯プラン

別表の最低電気料金、電力量電気料金、仕入電源調整費の合計といたします。

(2) 低圧電カプラン

別表の基本電気料金、電力量電気料金、仕入電源調整費の合計といたします。カ率割引／割増は、カ率が85パーセントを超える場合には基本料金を5%割引き、カ率が85パーセントを下回る場合には基本料金を5%割増してご請求することを指します。ただし、まったく電気を使用しない場合の電気料金は基本料金の半額とし、その場合のカ率は85パーセントとみなします。夏季に使用された電力量には夏季電気料金単価を、その他季に使用された電力量にはその他季電気料金単価をそれぞれ適用いたします。

第4章 電気料金算定及び電気料金支払

第16条 電気料金適用開始日

電気料金は、供給手続き前にご契約者様から供給開始延期に関する申入れがあった場合およびご契約者様都合でない事由によって電気供給が開始されない場合を除き、供給開始日から適用いたします。

第17条 電気料金の算定期間

(1) 電気料金の算定期間は、一般送配電事業者の定める前月検針日から当月検針日前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、電気需給契約が終了した場合の電気料金の算定期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

(2) 一般送配電事業者が記録型計量器により計量する場合であらかじめご契約者様に計量日をお知らせしたときは、電気料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、電気需給契約が終了した場合の電気料金の算定期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

第18条 使用電力量の計量

使用電力量等の計量は以下のとおり行います。

(1) 使用電力量の計量は一般送配電事業者によって設置された計量器により一般送配電事業者が行い、一般送配電事業者から当社に通知される30分毎の使用電力量を用いて当社が月間使用電力量を算定いたします。

(2) 記録型計量器(以下「スマートメーター」)以外の計量器で計量された期間がある場合は、その期間において計量された使用電力量を一般送配電事業者が30分ごとに均等に配分した値を30分毎の使用電力量とします。

(3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、ご契約者様との協議によって定めます。

第19条 電気料金の算定

(1) 電気料金は、次の場合を除き、電気料金の算定期間を「1ヶ月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合

ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更により、電気料金に変更があった場合

ハ その他当社が適当と判断した場合

(2) 料金は、電気需給契約ごとに当該電気料金プランの料金単価を適用して算定いたします。

(3) (1)イの場合により日割計算をするときは、対象日数に開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除きます。また、(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の電気料金は、変更のあった日から適用いたします。

第20条 電気料金支払義務ならびに支払期日

(1) ご契約者様の支払義務が発生する日は、検針日以降で当社にて請求が可能となった日とします。ただし、本約款第18条(2)の場合は、電気料金の算定期間の使用電力量に関する通知を一般送配電事業者から当社が受領した日とし、本約款第18条(3)の場合は、電気料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。また、電気需給契約が終了した場合は、終了日以降で当社にて請求が可能となった日とします。

(2) ご契約者様へのご請求は、支払義務が発生する月の翌月に行います。

(3) 当社は、電気料金その他請求額を、当社が構築したWEB サイト(請求額の電子データ等をご契約者様の閲覧に供するためのインターネットサイト <https://cis.eleno.jp/portal/> をさします。)に登録した電子データによりご契約者様の閲覧に供します。このとき、当社はWEBサイトに請求額に係る電子データを登録したことをもって、ご契約者様にご請求を行ったものいたします。また当社と契約後、WEB サイト登録に時間を要することがございます。

(4) ご契約者様は、別途電気料金その他請求額に係る請求書等の発行を当社に要求することができます。この場合、ご契約者様は当社が別に定める手数料を支払うことを要します。

(5) ご契約者様の電気料金は、当社が請求を行った月の期日までにお支払いいただきます。ただし、当該支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合には、その翌日(日曜日または休日に該当する場合はさらにその翌日)に電気料金を支払っていただきます。

第21条 電気料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、ご契約者様が当社が指定したクレジット会社との契約にもとづき、当該クレジット会社に毎月継続して料金を立替させる方法(以下「クレジットカード払い」といいます。)によってお支払いいただきます。なお、ご契約者様が複数のクレジットカードを登録している場合、ご契約者様は、クレジットカード払いに利用するクレジットカードを指定する必要があります。

(2) 料金は、クレジット会社から、当社が指定した金融機関等に立替払いがなされたときに、ご契約者様の当社に対する支払いが完了したものといたします。

(3) 料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれなかった場合(以下「未払い込みの場合」といいます。)または当社の事情により(1)の支払いができない場合等特別の事情がある場合には、当社指定の金融機関等を通じた払い込みによりお支払いいただきます。この場合、(2)にかかわらず、料金が当社指定の金融機関等に払い込まれたときにご契約者様の当社に対する支払いが完了したものといたします。

(4) 未払い込みの場合、ご契約者様には、新たに信用確認の取れるクレジットカード払いの必要情報を当社に申し出ていただくことや、複数のクレジットカードを登録している場合には、クレジットカード払いに利用するクレジットカードの指定を変

更していただくことがあります。

(5)前2項の通知等にかかる費用のほか、ご契約者様より支払いが遅れた場合における手数料等はご契約者様の負担といたします。

(6)当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、電気料金を払い込みによりお支払いいただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときにご契約者様の当社に対する支払いが完了したものといたします。なお、振込手数料はご契約者様にご負担いただきます。

(7)支払っていただいた電気料金は、支払義務の発生した順序で充当することとします。

第22条 延滞利息

(1)ご契約者様が、支払期日を経過してもなお料金を支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2)延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10%の割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3)延滞利息は、原則として、ご契約者様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

第23条 債権譲渡に関する特則

販売代理事業者(以下「販売代理事業者」)を通じて、お申し込みをいただいたご契約者様は、本約款をもって、当社が電気料金その他の債務に係る債権を販売代理事業者に譲渡することをあらかじめ承諾いただきます。当社および販売代理事業者は、ご契約者様への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第5章 使用及び供給

第24条 需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、ご契約者様の承諾をえてご契約者様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、ご契約者様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査

(2) 不正な電気の使用を防止するために必要なご契約者様の電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(3) 計量値の確認

(4) 本約款により必要な処置

(5) その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事

業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第25条 電気の使用にともなうご契約者様の協力

(1) ご契約者様の電気の使用が、次の原因で他のご契約者様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。)には、ご契約者様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) ご契約者様が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に意図的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。

第26条 供給の停止

ご契約者様が次のいずれかに該当する場合、当社は、電気の供給停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。

(1)ご契約者様の責に帰すべき事由により生じた保安上の危険がある場合

(2)需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷、紛失した場合

(3)電気工作物の改変等により不正に電気を使用した場合

(4)一般送配電事業者でない者が需要場所において、電線路または引込線と電気設備との接続を行った場合

(5)低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合

(6)ご契約者様より当社との契約において、料金支払が確認できない場合

(7)ご契約者様がその他本約款に反した場合

第27条 供給停止の解除

本約款第26条によって電気の供給を停止した場合で、ご契約者様がその理由となった事実を解消し、ご契約者様が再度の供給を希望する場合、当社は、電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

第28条 違約金

(1) ご契約者様は、電気需給契約の解除にあたり、違約金として5500円(税込)をお支払いいただきます。この違約金の支払いは、第21条に準じて行うものとします。

(2) ご契約者様が、第34条の規定により当社へ電気需給契約の解除を申し出たとき、その申し出が、当社が定める期限までにされた場合に限り、当社は、前項の違約金を免除いたします。

第29条 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはご契約者様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合

ロ 非常変災の場合

ハ その他保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を当社ホームページでの告知、広告その他によってご契約者様にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第30条 損害賠償の免責

(1) あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社は、ご契約者様の受けた損害について賠償の責任を負いません。

(2) 本約款第29条(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、ご契約者様の受けた損害について賠償の責任を負いません。

(3) 本約款第26条 によって電気の供給を停止した場合、または本約款第36条によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が終了した場合には、当社は、ご契約者様の受けた損害について賠償の責任を負いません。

(4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、ご契約者様の受けた損害について賠償の責任を負いません。

(5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってご契約者様もしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはご契約者様はその損害について賠償の責任を負いません。

(6) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったご契約者様の損害について賠償の責任を負いません。

第31条 設備の賠償

ご契約者様が故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理が可能である場合は、修理費を賠償いただきます。

(2) 紛失または修理が不可能の場合は、帳簿価格と取替工費の合計額を賠償いただきます。

第6章 契約の変更及び終了

第32条 約款の変更

(1) 当社は本約款の変更事項等を書面、電子メール、当社ホームページでの告知等、当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。この変更に関するご契約者様は、実施期日から30日以内に当社に通知いただくことで、契約期間満了前であっても契約を解除することができます。ご契約者様が上記期限までに異議を述べない場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款に変更されるものとみなします。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、変更された税率にもとづき本約款を変更いたします。

第33条 電気需給契約の変更手続き

(1) 氏名、名称、連絡用電話番号・メールアドレス、住所もしくは居所、または請求書等の送付先に変更があったときは、原則として当社所定の様式によって手続きをしていただきます。また手続きがあったときは、当社は、ご契約者様に対し、その事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(2) 相続その他の原因によって、電気需給契約に関するすべての権利義務を受け継ぐことを希望される場合は、名義の変更手続きによることができます。この場合には、原則として当社所定の様式によって手続きをしていただきます。

第34条 電気需給契約の終了

(1) ご契約者様が電気の使用を終了しようとされる場合は、あらかじめその廃止希望期日を定めて、当社指定の窓口へ申し出ていただきます。当社は、原則として、ご契約者様から申し出された廃止希望期日に需給を終了させるのに必要な処置を行います。

(2) 当社の責に帰すことのできない事由(非常変災等の場合を除きます。)により供給を終了させるための処置をとることができない場合は、電気需給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

第35条 需給開始後の電気需給契約の終了または変更にもなう電気料金および工事費の精算

(1) 以下の場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から電気料金の精算を求められる場合は、その精算金をご契約者様に支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合で精算を求められない場合は協議させていただきます。

イ 契約電力、契約容量を増加された後に、電気需給契約を終了する場合

ロ 契約電力、契約容量を増加された後に、契約電力、契約容量を減少しようとされる場合

(2) ご契約者様が電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約容量の変更または電気需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、当社はその精算金をご契約者様に支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第36条 解約等

ご契約者様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、ご契約者様との電気需給契約を解約する場合があります。

(1) 電気料金の支払期日を経過してなお支払わない場合や、支払いをされた事実が確認できなかった場合

(2) (1)の他、支払いを要する電気料金以外の債務及び、当社と結んだ他契約の債務を支払わない場合

(3) 契約電力を超えて使用した場合

(4) 一般送配電事業者により接続供給が終了された場合、または、一般送配電事業者により電気の供給を停止される行為(一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷、亡失させるなどの、重大な損害を与えるような行為、電気工作物の改変等により不正に電気を使用するような行為等)を行った場合

(5) 法に反した行為、または、反するおそれのある行為、その他、当社が不適切と判断する行為を行った場合

(6) 本約款に違反するクレジットカードを、電気需給契約の申込時などに登録または利用する行為

(7) クレジットカード会社に対して、本約款にもとづく電気料金等を支払う能力がない、または支払う意思がないにもかかわらず、本約款にもとづく契約を締結し、またはクレジットカード情報を登録する行為

(8) クレジットカード会社の規約等に違反する行為

(9) 本約款に反した場合

第37条 電気需給契約の終了後の債権債務

電気需給契約期間中に生じた電気料金、延滞利息、解約手数料、その他この契約から生ずる債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

第7章 工事及び工事費の負担金

第38条 供給設備の工事費負担金

ご契約者様が新たに電気の使用を開始する場合、またはご契約者様都合による事情等により契約電力を増加する場合で、新設または増設される配電設備もしくは特別供給設備、または供給設備を変更する場合において、託送供給等約款に基づいて当社が一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、ご契約者様にその費用を支払っていただきます。

第8章 保安

第39条 調査に対する協力

ご契約者様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者登録調査機関に通知していただきます。

第40条 保安等に対する協力

(1) 次の場合には、ご契約者様からすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。

イ ご契約者様が、引込線、計量器等その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ ご契約者様が、ご契約者様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) ご契約者様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、ご契約者様にその内容の変更をしていただくことがあります。

第9章 その他

第41条 反社会的勢力に対する表明保証

(1)ご契約者様は自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下、総称して「反社会的勢力」とします。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。

(2)ご契約者様が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告なく契約を解除することができるものとします。

イ 反社会的勢力に属していること。

ロ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。

ハ 反社会的勢力を利用していること。

ニ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること。

ホ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

ヘ 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと。

(3)前項各号のいずれかに該当しご契約者様は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第42条 ご契約者様の個人情報の共同利用

当社は、他の小売電気事業者、電力広域的運営推進機関および一般送配電事業者等との間でご契約者様の個人情報を共同で利用することがあります。個人情報の共同利用の範囲、目的、情報項目および管理責任者は、当社がインターネットにて公開するプライバシーポリシーにおいて別途定めます。

第43条 一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく遵守事項

ご契約者様には、本約款に定めのない事項で、一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が遵守するために必要な事項について遵守していただきます。

第44条 別表料金表

別表にて、各電力会社管内毎に定められた料金は各電力会社の定めに従うものとし、各電力会社で金額や条件等に変更があった場合これに準じます。但し、当社の判断により、ご契約者様へ請求する料金を変更しない場合、または各電力会社による変更後の料金を下回る金額を別途定める場合があるものとします。

第45条 準拠法

この電気需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものといたします。

第46条 管轄裁判所

電気需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第47条 本約款の実施期日

本約款は 2018 年 12 月 1 日より施行するものとします。

2021 年 4 月 30 日改定

2023 年 5 月 31 日改訂

以上

<別表>

～ 契約種別 料金表 ～

《 北海道エリア 》

	容量	単位	料金(税込)
基本料金	30A	1契約	¥920.70
	40A	〃	¥1,227.60
	50A	〃	¥1,534.50
	60A	〃	¥1,841.40

	使用量		単位	料金(税込)
電力量料金	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	¥23.97
	第2段階	120kWh超過280kWhまで	〃	¥30.26
	第3段階	280kWh超過分	〃	¥33.98

	単位	料金(税込)
最低月額料金	1契約	¥225.72

《 東北エリア 》

	容量	単位	料金(税込)
基本料金	30A	1契約	¥891.00
	40A	〃	¥1,188.00
	50A	〃	¥1,485.00
	60A	〃	¥1,782.00

	使用量		単位	料金(税込)
電力量料金	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	¥18.58
	第2段階	120kWh超過280kWhまで	〃	¥25.33
	第3段階	280kWh超過分	〃	¥29.28

	単位	料金(税込)
最低月額料金	1契約	¥235.62

《 関東エリア 》

	容量	単位	料金(税込)
基本料金	30A	1契約	¥772.20
	40A	〃	¥1,029.60
	50A	〃	¥1,287.00
	60A	〃	¥1,544.40

	使用量		単位	料金(税込)
電力量料金	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	¥19.88
	第2段階	120kWh超過280kWhまで	〃	¥26.48
	第3段階	280kWh超過分	〃	¥30.57

	単位	料金(税込)
最低月額料金	1契約	¥212.26

《 中部エリア 》

	容量	単位	料金(税込)
基本料金	30A	1契約	¥772.20
	40A	〃	¥1,029.60
	50A	〃	¥1,287.00
	60A	〃	¥1,544.40

	使用量		単位	料金(税込)
電力量料金	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	¥21.04
	第2段階	120kWh超過280kWhまで	〃	¥25.51
	第3段階	280kWh超過分	〃	¥28.46

	単位	料金(税込)
最低月額料金	1契約	¥258.24

《 北陸エリア 》

	容量	単位	料金(税込)
基本料金	30A	1契約	¥653.40
	40A	〃	¥871.20
	50A	〃	¥1,089.00
	60A	〃	¥1,306.80

	使用量		単位	料金(税込)
電力量料金	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	¥17.84
	第2段階	120kWh超過280kWhまで	〃	¥21.73
	第3段階	280kWh超過分	〃	¥23.44

	単位	料金(税込)
最低月額料金	1契約	¥163.17

《 関西エリア 》

	使用量		単位	料金(税込)
電力量料金	第1段階	15kWh超過120kWhまで	1kWh	¥20.31
	第2段階	120kWh超過300kWhまで	〃	¥25.71
	第3段階	300kWh超過分	〃	¥28.70

	単位	料金(税込)
最低月額料金	1契約	¥306.90

《 中国エリア 》

	使用量		単位	料金(税込)
電力量料金	第1段階	15kWh超過120kWhまで	1kWh	¥20.76
	第2段階	120kWh超過300kWhまで	〃	¥27.44
	第3段階	300kWh超過分	〃	¥29.56

	単位	料金(税込)
最低月額料金	1契約	¥303.18

《 四国エリア 》

電力量料金	使用量		単位	料金(税込)
	第1段階	11kWh超過120kWhまで	1kWh	¥20.37
	第2段階	120kWh超過300kWhまで	〃	¥26.99
	第3段階	300kWh超過分	〃	¥30.50

	単位	料金(税込)
最低月額料金	1契約	¥370.26

《 九州エリア 》

基本料金	容量	単位	料金(税込)
	30A	1契約	¥801.90
	40A	〃	¥1,069.20
	50A	〃	¥1,336.50
	60A	〃	¥1,603.80

電力量料金	使用量		単位	料金(税込)
	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	¥17.46
	第2段階	120kWhをこえ300kWhまで	〃	¥23.06
	第3段階	300kWh超過分	〃	¥26.06

	単位	料金(税込)
最低月額料金	1契約	¥283.31

※上記以外に掛かる費用(調達電源調整費および再生可能エネルギー発電促進賦課金)の料金については、当社ホームページにて随時更新を行っていますので、ご確認ください。

【契約を終えたい場合】

Elenoご解約の際は当社までご連絡ください。電気供給の廃止や他社への切替手続きを行います。

解約受付窓口	0120-112-016	営業時間11時～18時 (月～土)
--------	--------------	-------------------

【契約期間・解約手数料に関して】

Elenoご解約の際は、以下に定める解約手数料のお支払いを必要とします。
但し、当社へ事前にご連絡いただきますと、上記記載の解約手数料を免除いたします。
特に他電力会社への切替(スイッチング)等によるご解約の際はご注意ください。

最低利用期間	無し	
解約手数料	5,500円	(税込)

【いつでも解約サポートをご利用された方の契約期間・解約手数料に関して】

いつでも解約サポートをご利用されてElenoをご契約された方は、最低利用期間と解約手数料に関して以下に定める解約手数料のお支払いを必要とします。
契約期間中に転居され、契約を継続される場合については、前住所からの契約期間が継続されます。
また、最低利用期間内での解約の場合は、事前にご連絡を頂いても解約手数料免除の対象とはなりませんのでご注意ください。

■いつでも解約サポート専用プラン

最低利用期間	24ヵ月	(税込)
解約手数料	33,000円	(税込)

■いつでも解約サポート専用プラン(1年)

最低利用期間	12ヵ月	(税込)
解約手数料	11,000円	(税込)